

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

(本則)

- 産業競争力強化法施行令(平成二十六年政令第十三号) (第一条関係) 1
- 貿易保険法施行令(昭和二十八年政令第四百一十一号) (第二条関係) 5
- 特別会計に関する法律施行令(平成十九年政令第二百二十四号) (第三条関係) 10

改正案

現行

（事業再生から除外する手続）
 第一条 産業競争力強化法（第六条第十四号、第十条第十四号及び第十九条第十三号を除き、以下「法」という。）第二条第二十一項の政令で定める法律は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）とする。

（事業再生から除外する手続）
 第一条 産業競争力強化法（第六条第十四号、第十条第十四号及び第十九条第十三号を除き、以下「法」という。）第二条第二十項の政令で定める法律は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）とする。

（中小企業者の範囲）

（中小企業者の範囲）

第二条 法第二条第二十四項第五号の政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数は、次の表のとおりとする。

第二条 法第二十三項第五号の政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数は、次の表のとおりとする。

略	略	略
---	---	---

略	略	略
---	---	---

2 法第二二条第二十四項第八号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。

2 法第二三条第二十三項第八号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。

一〇七（略）

一〇七（略）

八 技術研究組合であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が法第二二条第二十四項第一号から第七号までに規定する中小企業者であるもの

八 技術研究組合であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が法第二三条第二十三項第一号から第七号までに規定する中小企業者であるもの

(特定信用状の発行に係る金融機関)

第三条 法第二条第三十五項の政令で定める金融機関は、次のとおりとする。

一 十 (略)

(認定事業適応関連措置)

第七条 法第二十一条の二十四第一項第一号の政令で定める措置は、エネルギーの利用による環境への負荷の低減を行うために必要な投資(研究開発、情報技術を活用するために必要な投資、生産工程効率化等設備(法第二条第十三項に規定する生産工程効率化等設備をいう。))の導入、産業競争力基盤強化商品(法第二条第十四項に規定する産業競争力基盤強化商品をいう。))の生産及び販売又は特定生産性向上設備等(法第二条第二十項に規定する特定生産性向上設備等をいう。))の導入に該当するものを除く。)であつて、その実施に長期資金(資金需要の期間が五年以上の資金をいう。第十六条において同じ。))の借入れを必要とするものとする。

(機構による支援決定)

第二十五条 法第八十二条第二項ただし書の政令で定める出資は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 (略)

二 その額(株式会社産業革新投資機構(以下「機構」という。))が当該直接資金供給(法第九十五条第一項第四号に規定する直接資金供給をいう。))の対象となる事業者に対し、当該直接資金供給に係る特定事業活動(法第二条第二十八項に

(特定信用状の発行に係る金融機関)

第三条 法第二条第三十四項の政令で定める金融機関は、次のとおりとする。

一 十 (略)

(認定事業適応関連措置)

第七条 法第二十一条の二十四第一項第一号の政令で定める措置は、エネルギーの利用による環境への負荷の低減を行うために必要な投資(研究開発、情報技術を活用するために必要な投資、生産工程効率化等設備(法第二条第十三項に規定する生産工程効率化等設備をいう。))の導入又は産業競争力基盤強化商品(法第二条第十四項に規定する産業競争力基盤強化商品をいう。))の生産及び販売に該当するものを除く。)であつて、その実施に長期資金(資金需要の期間が五年以上の資金をいう。第十六条において同じ。))の借入れを必要とするものとする。

(機構による支援決定)

第二十五条 法第八十二条第二項ただし書の政令で定める出資は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 (略)

二 その額(株式会社産業革新投資機構(以下「機構」という。))が当該直接資金供給(法第九十五条第一項第四号に規定する直接資金供給をいう。))の対象となる事業者に対し、当該直接資金供給に係る特定事業活動(法第二条第二十七項に

規定する特定事業活動をいう。) に関して既に出資(法第百八条第二項ただし書の規定により経済産業大臣に意見を述べる機会を与えないで決定したものに限る。次号において同じ。)を行った場合にあっては、その既に行った出資の額とその行おうとする出資の額との合計額)が十億円を超えないものであること。

三 (略)

(評価委員の任命及び機構が譲受けを行う特定株式の評価等)

第二十六条 法第百十二条第三項の評価委員(次項及び第二十八条第一項において単に「評価委員」という。)は、次に掲げる者につき経済産業大臣が任命する。

一・二 (略)

三 対象会社(機構が法第百十二条第一項の規定により譲受けを行い、又は法第百十四条第一項の規定により譲渡を行うおとする法第百十一条に規定する特定株式に係る法第二条第三十項に規定する特定政府出資会社をいう。第三項及び第二十八條第二項において同じ。)の設立を認可した大臣の分擔管理する行政事務をつかさどる機関たる各省(当該大臣が内閣總理大臣である場合にあっては、内閣府。第三項及び第二十八條第二項において「担当府省」という。)の職員 一人

四・五 (略)

2・3 (略)

第三十条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた創業者である

規定する特定事業活動をいう。) に関して既に出資(法第百八条第二項ただし書の規定により経済産業大臣に意見を述べる機会を与えないで決定したものに限る。次号において同じ。)を行った場合にあっては、その既に行った出資の額とその行おうとする出資の額との合計額)が十億円を超えないものであること。

三 (略)

(評価委員の任命及び機構が譲受けを行う特定株式の評価等)

第二十六条 法第百十二条第三項の評価委員(次項及び第二十八条第一項において単に「評価委員」という。)は、次に掲げる者につき経済産業大臣が任命する。

一・二 (略)

三 対象会社(機構が法第百十二条第一項の規定により譲受けを行い、又は法第百十四条第一項の規定により譲渡を行うおとする法第百十一条に規定する特定株式に係る法第二条第二十九項に規定する特定政府出資会社をいう。第三項及び第二十八條第二項において同じ。)の設立を認可した大臣の分擔管理する行政事務をつかさどる機関たる各省(当該大臣が内閣總理大臣である場合にあっては、内閣府。第三項及び第二十八條第二項において「担当府省」という。)の職員 一人

四・五 (略)

2・3 (略)

第三十条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、債務の保証を受けた創業者である

中小企業者（法第二條第三十二項第五号に掲げる創業者を含む。）が特定法人である場合における保険料率は、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

中小企業者（法第二條第三十一項第五号に掲げる創業者を含む。）が特定法人である場合における保険料率は、前項に定める率にそれぞれ〇・〇六二五パーセントを加えた率とする。

改正案

現行

（区分経理に係る会社法の規定の技術的読替え）
 第三条の二 法第二十条の三第二項において法第二十条の二の規定により株式会社日本貿易保険（以下「会社」という。）が区分して行う経理について会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百四十九条第一項	が資本金	が貿易保険法第二十条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金
第四百四十	を資本金	を同条の規定により設けられた勘定に属する資本金
資本金	準備金の	同法第二十条の二の規定により設けられた勘定に属する準備金の
貿易保険法第二十条の二の規定に		

（新設）

第九條第六項 第一號	準備金	より設けられた勘定に属する資本 金
第四百四十 九條第六項 第二號	準備金	貿易保険法第二十条の二の規定に より設けられた勘定に属する準備 金
第八百二十 八條第一項 第五號	おける資 本金	おける貿易保険法第二十条の二の 規定により設けられた勘定に属す る資本金
資本金の 額の減少 の	資本金の 額の減少 の	当該資本金の額の減少の
第八百二十 八條第二項 第五號	資本金	貿易保険法第二十条の二の規定に より設けられた勘定に属する資本 金

(法第二十四条第二項の代わり社債券の発行)

第四条 会社は、社債券を失った者に交付するために法第二十四条第二項の代わり社債券を発行する場合には、会社が適当と認める者に当該失われた社債券の番号を確認させ、かつ、当該社債券を失った者に失ったことの証拠を提出させなければならぬ。この場合において、必要があるときは、会社は、当該失わ

(法第二十四条第二項の代わり社債券の発行)

第四条 株式会社日本貿易保険(以下「会社」という。)は、社債券を失った者に交付するために法第二十四条第二項の代わり社債券を発行する場合には、会社が適当と認める者に当該失われた社債券の番号を確認させ、かつ、当該社債券を失った者に失ったことの証拠を提出させなければならない。この場合にお

れた社債券について償還をし、若しくは消却のための買入れをし、又は当該失われた社債券に附属する利札について利子の支払をしたときは会社及びその保証人が適当と認める者がその償還金額若しくは買入価額又は利子の支払金額に相当する金額を会社（会社の保証人が当該償還若しくは買入れ又は利子の支払をしたときは、当該保証人）に対し補填することとなることが確実と認められる保証状を徴するものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和二十八年八月一日から施行する。

（削る）

（削る）

（削る）

いて、必要があるときは、会社は、当該失われた社債券について償還をし、若しくは消却のための買入れをし、又は当該失われた社債券に附属する利札について利子の支払をしたときは会社及びその保証人が適当と認める者がその償還金額若しくは買入価額又は利子の支払金額に相当する金額を会社（会社の保証人が当該償還若しくは買入れ又は利子の支払をしたときは、当該保証人）に対し補填することとなることが確実と認められる保証状を徴するものとする。

附 則

1 | この政令は、昭和二十八年八月一日から施行する。

2 | 輸出信用保険法施行令（昭和二十五年政令第百四十六号）は、廃止する。

3 | 輸出信用保険特別会計法施行令（昭和二十五年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

輸出保険特別会計法施行令

第一条第一項中「輸出信用保険特別会計」を「輸出保険特別会計」に改め、同条第五項中「輸出信用保険特別会計法」を「輸出保険特別会計法」に改める。

4 | 設備輸出為替損失補償法施行令（昭和二十七年政令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「輸出信用保険法」を「輸出保険法」に、「輸出信用保険」を「輸出保険」に改める。

(削る)

(納付金額の通知及び納付の期限)

第二条 経済産業大臣は、法附則第二条第二項の規定により会社が国庫に納付すべき金額(次項において「納付金額」という。)(を定めたときは、会社に対し、その納付金額を通知しなければならない。

2 会社は、前項の規定による通知を受けたときは、経済産業大臣の指定する期日までに、その納付金額を国庫に納付しなければならない。

(国債の償還等)

第三条 会社は、法附則第四条第一項の規定により国債の償還の請求をしようとするときは、あらかじめ、その償還の内容に関

5

通商産業省組織令(昭和二十七年政令第三百九十号)の一部を次のように改正する。

第四条中「輸出信用保険特別会計」を「輸出保険特別会計」に改める。

第三十三条を次のように改める。

(輸出保険課)

第三十三条 輸出保険課においては、左の事務をつかさどる。

一 輸出保険法(昭和二十五年法律第六十七号)の施行に関すること。

二 輸出保険特別会計の経理を行うこと。

三 輸出保険審議会に関すること。

四 海外の輸入業者に関し調査すること。

第三十四条第二号を次のように改める。

二 輸出保険法による輸出金融保険に関すること。

(新設)

(新設)

し、経済産業大臣に協議しなければならない。この場合において、経済産業大臣は、財務大臣に協議するものとする。

(国庫への納付手続)

第四条 会社は、法附則第六条の規定による納付金を納付するときは、当該納付金を翌事業年度の七月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

2 会社は、法附則第六条の規定による納付金を納付するときは、同条の規定に基づいて計算した当該事業年度の納付金の計算書に、当該事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、翌事業年度の七月三十一日までに、これを経済産業大臣に提出しなければならない。

(納付金の帰属する会計)

第五条 法附則第二条第二項及び第六条の規定による納付金は、一般会計に帰属する。

(新設)

(新設)

○特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国債の定義） 第四十条 法第三十八条第二項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）附則第三条第一項の規定に基づき発行する国債</p> <p>四・五 （略）</p>	<p>（国債の定義） 第四十条 法第三十八条第二項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>三・四 （略）</p>